



NISA (少額投資非課税制度)

税制のメリットがある NISAについてご存知ですか？

通常、株式や投資信託などから得られた配当や譲渡益は所得税や住民税の課税対象となります。NISAは、新規購入分を対象に、その配当や譲渡益を最長5年間、非課税にする制度です。

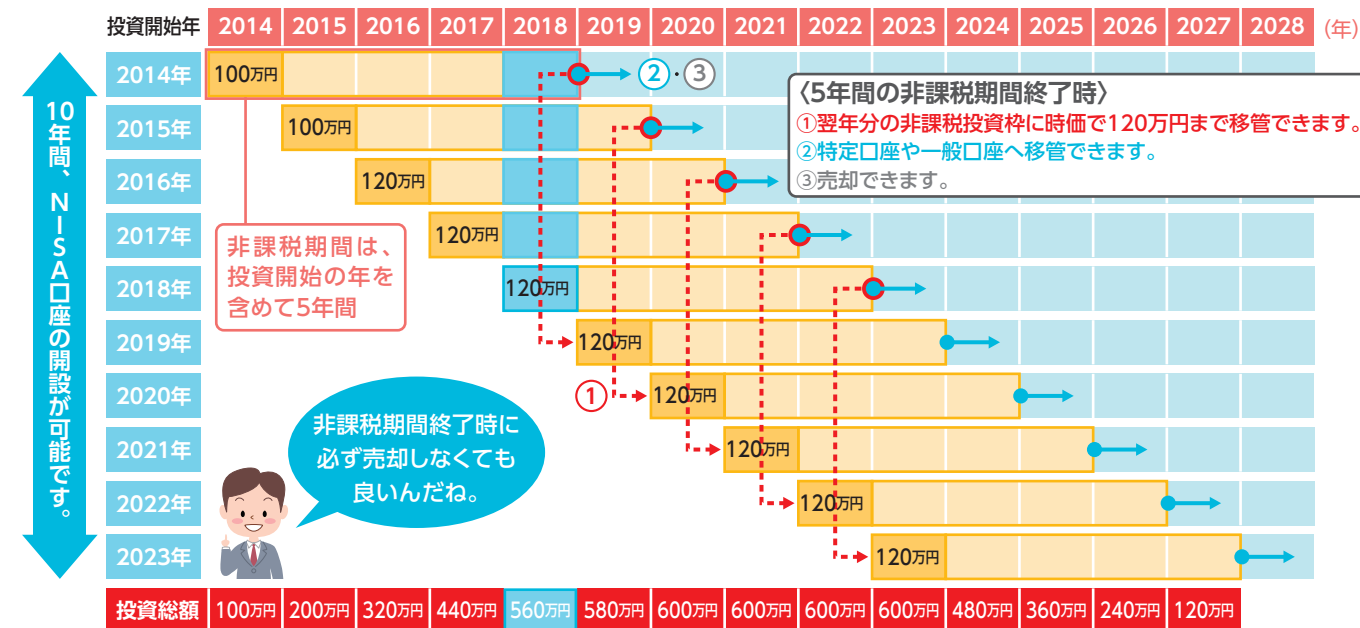


NISAのポイント

- ポイント1** 毎年120万円*まで非課税
毎年120万円*までの新規投資が非課税の対象です(超える分は課税対象となります)。
*2015年までは100万円。
- ポイント2** 非課税期間は最長5年間
投資を始めた年から非課税期間は最長5年間。途中売却ももちろん可能です(売却部分の非課税投資枠は再利用できません。また非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません)。
- ポイント3** 最大600万円の投資額
最長5年で非課税投資額は最大600万円。
非課税投資が可能な期間は2014年1月から2023年12月までの10年間です。
- ポイント4** 対象は投資信託等
株式投資信託・上場株式等の譲渡所得・配当所得が非課税となります。
- ポイント5** 20歳以上の方が利用可能
日本に居住する20歳以上の個人の方であれば非課税口座を開設できます。

*分配金再投資型の投資信託では、分配金は新たな非課税枠を使用してNISA口座に預け入れます(非課税枠がない場合は、一般口座または特定口座に預け入れます)。

● NISAのイメージ図



※上記はイメージ図です。

この間、非課税で投資できる金額は総額で最大600万円

NISA口座開設の手続き

NISA口座を当行にて開設することが可能です。すべての金融機関を通じておひとりさま年間1口座のみ開設できます。複数の金融機関に同時に開設することはできません。

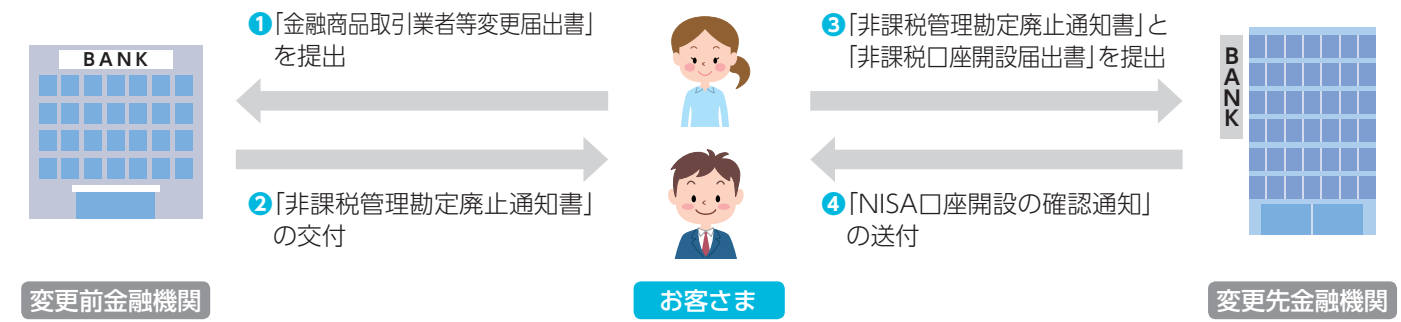


NISA口座開設に必要な書類

お申込みの際は、
①非課税適用確認書交付申請書 兼 非課税口座開設届出書
②住民票
などが必要となります。
※詳しくは専用パンフレット等をご覧ください。

金融機関変更の流れ

NISA口座を開設する金融機関の変更(1年単位)が可能です。NISA口座を開設する金融機関の変更手続きの流れについて見てみましょう。



- 証券会社と、銀行・郵便局等では、NISAを利用して購入できる商品に違いがあります。NISA口座で購入される上場株式や株式投資信託等の商品内容を十分にご検討のうえ、開設する金融機関等をお選びください。
- 八千代銀行で開設いただいたNISA口座では、年間120万円まで(約定金額。購入手数料は含まれません)当行で取り扱う公募株式投資信託の購入を行うことができます。上場株式や上場投資信託(ETF等)は取り扱っておりません。
- ★NISA口座で保有している投資信託を一度売却するとその非課税枠の再利用はできません。また、分配金再投資は新たに非課税投資枠を使用してNISA口座に預け入れます(非課税投資枠がない場合は、一般口座または特定口座に預け入れます)。
- ★非課税となる投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- ★NISA口座での損失は、特定口座や一般口座で保有する他の投資信託の売買益や配当金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。
- ★投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、NISAにおいては制度上のメリットを享受できません。